

土木学会選奨土木遺産の趣意と内容

＊ 選奨土木遺産の概要

賞の設立：平成 12 年度

対象：近代土木遺産（幕末～昭和 20 年）

（将来は、全国調査の進展に伴い、対象を近世以前、昭和 20 年代以降に拡張される予定）

選考方法：土木学会選奨土木遺産選考委員会（委員長：伊東 孝）により、「日本の近代土木遺産
— 現存する重要な土木構造物 2800 選（土木史研究委員会編、土木学会発行）」に掲載の構
造物を中心として、支部推薦および公募推薦の中から選出される

件数：毎年 20 件程度

賞牌：青銅製の銘板（30 c m×20 c m）を授与する

＊ 設立の趣意

1. **社会に対するアピール：** 戦後の高度成長期を経て、「インフラ整備は行われて当然、そこに利権が絡んだり、手抜き工事が発覚したり、無駄な事業の烙印を押されれば非難の対象でしかない」状況が生まれた。それを打ち消すために技術の高さを主張しても（いくら立派なものを造っても）、社会の価値観が変容したため、見向いてくれる人（マスコミ）もどんどん減ってきているのが現状である。土木の分野で、社会に対してアピールできる「わかりやすい物差し」は、もはや技術力ではなく、その文化性ではないのか。オーストラリア工学会（IEA）の顕彰制度の設立趣意書に、『社会の理解、技術遺産の文化的評価、オーストラリア発展への貢献をアピールする』と書かれているが、新しい国家であるオーストラリアでも、こうして歴史の持つ文化的側面を期待して PR に努めている。一方、わが国では、文化庁が平成 8 年に登録有形文化財制度を新設して以来、2 ヶ月に一度は新聞に土木遺産の名前が載るようになり、徐々にではあるが、土木構造物と土建屋・談合イメージとの区分が始まっている。身近にある土木構造物が、文化財として親しまれるようになれば、それを造った土木技術者に対するイメージも徐々に変わっていくのではないかと。
2. **土木技術者に対するアピール：** 戦後の高度成長期に、日本の土木技術者が「質より量」に軸足を移してから、技術者としての楽しみや誇りまで失ってしまった。土木のめざすもの造り（インフラ整備）は、本来、国民の付託のもとに、より崇高な志で計画・設計・施工にあたらねばならないのに、それが単なるルーチンワークの消化に過ぎなくなってしまっていて久しい。上記 IEA の顕彰制度の設立趣意には、『専門技術者双方の誇りを助長させる』とあるが、日本の土木技術者も、自らの職務が単に給料を得るための手段なのではなく、本来は、「将来自らの造ったものが重要文化財になるかもしれない」ほど創造性に溢れた職業である事を認識すべきである。それには、国だけでなく、学会自らが、過去の先達の作品の価値をはっきりと認識し、称えることが重要である。完成した時点で技術的評価を与える土木学会技術賞や田中賞（作品部門）は、一つの指標であることは確かだが、半世紀以上の長い時間を経過して、高い事後評価を得た土木の名品を心から称える行為こそ、技術者の心の琴線に触れるものはないと思われる。
3. **地域づくりへの活用：** 歴史的土木構造物を顕彰する制度は、今のところ、文化庁の文化財制度しかない。しかし、従来型の指定文化財は、維持管理の不便さが忌避されて件数が伸びず、平成 8 年に発足した登録制度によって、ようやく 300 件を超えるまでになった。それでも、県平均では 6～7 件という少なさで、とても「まちづくりの密度」では存在していない。数が少ない理由の一つは、登録といえども文化庁の制度にのっとなっている点である（何らかの制約は残っている）。これに比べ、土木学会として顕彰制度を新設すれば、土木構造物の管理者にはより受け入れられ易いのではないかと期待される。そして、こうした各種の制度によって「社会的資産」と認定された歴史的土木施設が増えれば、それらを活かした地域性溢れるまちづくり、道路づくり、川づくりが可能となろう。